

税 理 士 業 務 報 酬 規 定

〈 個 人 用 〉

2007. 4. 3

この規定は、税理士法人 ツチダ会計が科学的かつ合理的に算出したものです。
 尚、この規定に定めた顧問報酬及び税務報酬等以外の税理士報酬については、業務標準料金表により別途相談して決定いたします。ご不明な点は何なりとご相談下さい。

顧 問 報 酬 基 準

(税込み報酬額)

区 分	計 算 の 基 礎					月 額 報 酬		合 計
	A	B	C	D	E	F	G	
	年間取引金額	期首自己資本	期首総資産	前年専従者給与額 + 前年事業所得金額	月平均仕訳件数	税会経 務計営 業務報酬	消費 F × 税 0.2 業 務 報 酬	
単 位 号	万円 未満	万円 未満	万円 未満	万円 未満	件数 未満	(単位：円)		単位：円 (内消費税)
1	1,000	100	250	200	50	13,650	2,730	16,380 (780)
2	2,000	150	500	300	100	16,800	3,360	20,160 (960)
3	3,000	200	1,000	400	150	19,950	3,990	23,940 (1,140)
4	4,000	300	1,500	500	200	23,100	4,620	27,720 (1,320)
5	5,000	400	2,000	600	250	26,250	5,250	31,500 (1,500)
6	6,500	500	2,500	700	300	29,400	5,880	35,280 (1,680)
7	8,000	650	3,000	800	350	32,550	6,510	39,060 (1,860)
8	10,000	800	3,500	1,000	400	35,700	7,140	42,840 (2,040)
9	15,000	1,000	4,000	1,200	500	38,850	7,770	46,620 (2,220)
10	20,000	1,500	5,000	1,500	600	42,000	8,400	50,400 (2,400)
11	25,000	2,000	7,500	1,750	800	45,150	9,030	54,180 (2,580)
12	30,000	3,000	10,000	2,000	1,000	48,300	9,660	57,960 (2,760)
12号を超えるものについては別途相談による								

顧問報酬とは、税理士業務に関して、法人税・道府県民税及び市町村民税（都民税を含む）・事業税につき、通常生ずる事項を包括的に委任された場合、継続的に受ける報酬をいう。

〈注〉

1. 取引金額は関与先の業種により下記の割合を乗じて得た取引金額とする。
 小売業100% 卸売業70% フランチャイズ加盟業70% 建築・製造業150%
 飲食業150% 修理加工サービス・不動産業200% 医業(医師・歯科医師)300%
 その他 勘案相談
2. 事業所が2ヶ所以上にわたりかつ、各事業所について独立して経理処理が行われている場合は1事業所について平均の50%を加算する。
3. この基準の算定は、契約更新時に行うものとし、第1期事業年度については話し合いによる見積り金額等を基準とする。

貴社の顧問・決算報酬算定

区 分	月 額 報 酬	
(A) 年間取引金額 (号)		円
(B) 期首自己資本 (号)		
(C) 期首総資産 (号)		
(D) 前年事業所得金額 (号) 前年専従者給与額		
(E) 月平均仕訳件数 (号)		
合計 (A + B + C + D + E)		決申報酬 (4 - 6ヶ月)
平均 (合計 ÷ 5)		円
決 定 額		